

# 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市民文化芸術振興条例(平成13年条例第32号)の規定に基づき助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 助成金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 市内に活動の本拠を有する市民及び団体
- (2) 団体にあつては、規約、会則その他これらに類するものを有し、代表者及び所在地が明らかである者

## (対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、本市において広く市民を対象として催され、文化芸術の振興に著しく寄与すると認められるもので次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる自主的な創作発表事業
    - ア 音楽発表事業(合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノ等の楽器、歌唱等)
    - イ 演劇発表事業(ミュージカル、舞台劇、野外劇、人形劇等)
    - ウ 舞踊発表事業(バレエ、ダンス等)
    - エ 美術発表事業(絵画、書、工芸、陶芸等)
    - オ 文芸発表事業(俳句、短歌、川柳、小説、詩等)
    - カ 郷土芸能発表事業
  - (2) 次に掲げる自主的な鑑賞提供事業
    - ア 音楽鑑賞事業(合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノ等の楽器、歌唱等)
    - イ 演劇鑑賞事業(ミュージカル、舞台劇、野外劇、人形劇等)
    - ウ 舞踊鑑賞事業(バレエ、ダンス等)
    - エ 美術鑑賞事業(絵画、書、工芸、陶芸等)
    - オ 文芸鑑賞事業(俳句、短歌、川柳、小説、詩等)
    - カ その他の芸術鑑賞事業(映画、落語等)
  - (3) 次に掲げる講演会、研究会等の開催事業
    - ア 文化芸術振興に関する講演会(郷土の歴史等)
    - イ 文化芸術振興に関する研究会(生活文化等)
  - (4) その他文化芸術の振興に必要な活動として教育委員会(以下「委員会」という。)が認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の事業に次の各号のいずれかに該当する事業等を含むときには、助成をしない。
- (1) 申請者の年間活動運営事業

- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
- (4) 暴力団の利益になると認められる事業
- (5) 特定の会員に限定した事業
- (6) 個人的な出版に限られる事業
- (7) 市又は教育委員会から他の補助金又は会場使用料の免除を受ける事業
- (8) 学校における部活動又は企業及び事業所内の団体が行う部活動、サークル活動等
- (9) いわゆる教授所、教室が開催する稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等

#### (計画書の提出)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要望計画書(様式第1号)(以下「計画書」という。)を事業の実施の前年度の2月1日から2月末日までに委員会に提出しなければならない。

ただし、追加募集の場合は、委員会があらかじめ定めた期間までに委員会に提出しなければならない。

- 2 申請者が団体である場合は、計画書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 団体の規約又は会則等
  - (2) 団体の役員及び会員名簿
- 3 委員会は、計画書の提出があった場合は、その内容等の適否について苫小牧市民文化芸術審議会の意見を聴いて、申請者に「助成対象内定(対象外)通知書」(様式第2号)を通知するものとする。

#### (申請)

第5条 申請者は、計画書を提出後、当該事業実施日の2ヶ月前までに苫小牧市民文化芸術振興助成金交付申請書(様式第3号)(以下「申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

#### (助成金額)

第6条 助成金は、別表に定める助成対象経費の50%以内で、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、事業の実施に当たり、入場料、出品料、広告料その他これらに類する収入金を徴収する場合には、助成事業の実施に必要なと認められる経費から当該収入金に相当する額を控除した額を助成対象経費とする。

- 2 助成金の決定通知後、天災その他やむを得ない事情により、事業ができなくなった場合は、助成対象経費の25%を助成するものとする。  
ただし、助成金交付決定金額の2分の1を限度とする。

- 3 助成金の額は、1万円単位とし、第1項又は第2項の規定により算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金額の制限)

第7条 同一の申請者に対する助成は、1年度につき1回のみとする。

- 2 申請する年度の前年度以前に助成を受けたことがある申請者については、助成金額の制限をすることがある。

(助成の決定及び通知)

第8条 委員会は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成の適否を決定する。

- 2 委員会は、前項の規定により助成の適否を決定したときは、申請者に対し助成金交付（不交付）決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成の申請の変更)

第9条 申請者は、助成を受けようとする事業の内容及び収支に変更が生じた場合は、速やかに苫小牧市民文化芸術振興助成金変更申請書(様式第5号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委員会が軽微な変更と認めた場合は、その提出を省略することができる。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、助成を受けようとする事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書(様式第6号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告及び助成金の確定)

第11条 申請者は、助成事業完了の日から1月以内の実績（事業）報告書(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 委員会は、実績報告書又は事業報告書の提出があった場合は、その内容の審査その他必要に応じて現地調査を行った上、その事業が交付決定をした内容に適合していると認めたときは、助成金額を確定し助成金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(助成金の概算払)

第12条 委員会は、助成事業の円滑な実施のため必要と認める場合は、当該申請書に基づき助成金の概算払をすることができる。この場合において、申請者は、助成金概算払申請書(様式第9号)を委員会に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者については、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成事業の普及等)

第14条 申請者は、当該助成事業を実施するに当たり、その事業に係る看板、ポスター、刊行物、物品等に「苫小牧市民文化芸術振興助成事業」と表示することにより、本事業の普及及び啓発に努めなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。